

**くもずがわ なかむらがわ
雲出川水系中村川等を特定都市河川に指定**

国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和5年3月31日に、雲出川水系中村川・波瀬川等の計8河川を、特定都市河川に指定します。

また、三重県では、同日に、雲出川水系赤川（1河川）を特定都市河川に指定します。

なお、同日、三重県庁に関係機関の長が集まり、流域水害対策推進表明書取交式を開催いたします。

- 流域治水の本格的な実践に向けて、国土交通大臣は、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）の第3条第1項等の規定に基づき、令和5年3月31日に、一級河川雲出川水系中村川・波瀬川等の計8河川について、特定都市河川として指定します。
- また、三重県知事は、同日付けで、三重県が管理する雲出川水系赤川（1河川）について、法第3条第4項等の規定に基づき、特定都市河川として指定します。
- 今後、雲出川水系中村川等では、法第6条および第7条の規定に基づく流域水害対策協議会を組織し、河道掘削・遊水地等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。また、指定後、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- なお、同日、三重県庁に津市長、松阪市長、三重県知事、中部地方整備局長が集まり、流域水害対策推進表明書取交式を行います。

1. 添付資料

別紙1 「流域治水」の本格的な実践に向けた雲出川水系中村川・波瀬川・赤川等の特定都市河川への指定

別紙2 （三重県発表資料）雲出川水系赤川を特定都市河川に指定

別紙3 雲出川水系中村川・波瀬川・赤川等の特定都市河川指定に関する流域水害対策推進表明書取交式について

参考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

2. 配布先：中部地方整備局記者クラブ、三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ
3. 問い合わせ先

国土交通省	中部地方整備局	河川部	河川計画課	TEL：(052)-953-8148（代表）
課長	武田	正太郎（たけだ	しょうたろう）	（内線 3611）
課長補佐	中村	一郎（なかむら	いちろう）	（内線 3612）

中村川・波瀬川・赤川流域の特徴

- 中村川・波瀬川・赤川沿川には、伊勢中川駅や津市一志総合支所などの重要施設や住宅街が点在
- 雲出川本川に、中村川・波瀬川・赤川が合流し本川からのバックウォーターの影響を受ける
- 合流箇所には無堤部があり、上下流・本支川・左右岸パランスを考慮した段階整備と住まい方の工夫が必要



中村川・波瀬川・赤川等の特定都市河川の指定 R5.3.31 指定

- 中村川・波瀬川・赤川では、H26.8洪水等において雲出川からのバックウォーター等により浸水被害が発生

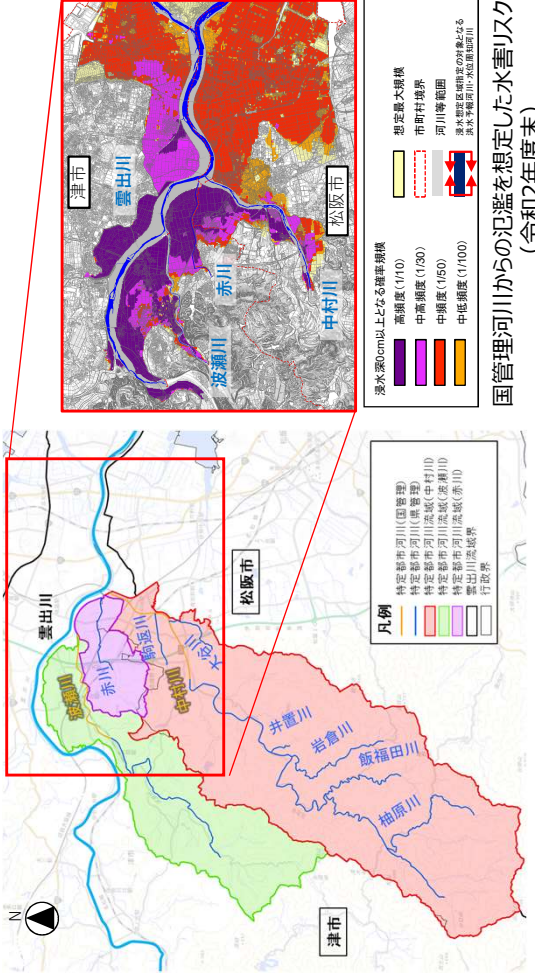
河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践

河川区間：雲出川水系中村川等の計9河川

※国土交通大臣による指定：中村川、波瀬川等（計8河川）
三重県知事による指定：赤川（1河川）

流域面積：約124km²（津市の一部、松阪市の一部）

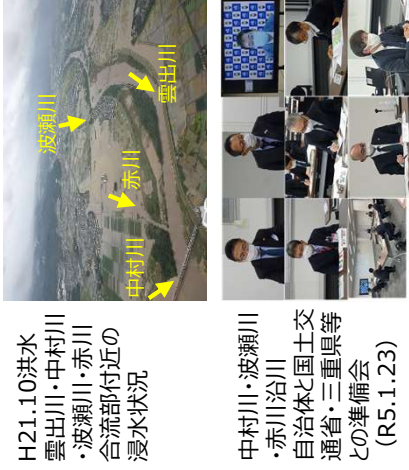
※中村川流域：約85km²、波瀬川流域：約31km²、赤川流域：約8km²



国管理河川からの氾濫を想定した水害リスクマップ (令和2年度末)

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- H26.8 雲出川からのバックウォーター等により浸水被害が発生 (H21, H29等にも浸水被害が発生)
- R3.3 雲出川水系流域治水プロジェクト策定・公表
- R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行 (特定都市河川を全国の河川に拡大)
- R4.3 特定都市河川指定に向けて検討開始 (雲出川外流域治水協議会で意見交換)
- R4.11 雲出川治水事業促進期成同盟会による要望活動
- R5.1 特定都市河川指定に向けて関係者間で合意



中村川・波瀬川・赤川沿川自治体と国土交通省・三重県等との準備会 (R5.1.23)

法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

ハード整備の加速化

流域治水整備事業等の活用

- 流域水害対策計画を早急に策定し、位置付けられたメニューについて、整備を加速化
- 河道掘削、堤防整備
- 雲出川本川の無堤部高上げ、水門・樋門整備等
- バックウォーターの影響を小さくするための遊水地整備等

大規模雨水処理施設整備事業等の活用

- 雨水管理総合計画に基づき、内水対策のための雨水排水施設の整備を検討

流出抑制対策の推進

開発等に伴う流出増への対策の義務化 (雨水浸透阻害行為の許可)

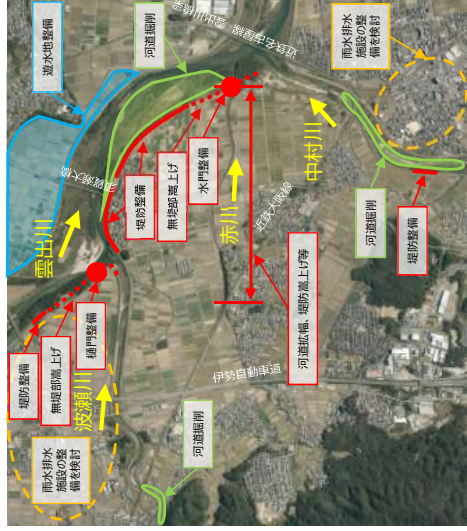
- 流出雨水量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付け
- 雨水貯留浸透施設に対する補助率高上げ・減税 (補助率1/3→1/2, 固定資産税1/6~1/2に軽減)
- 流出雨水量を現在よりも減少させるための雨水貯留浸透施設の整備等を促進

水害リスクを踏まえた土地利用

リスクの低い地域への居住誘導・住まい方の工夫 (浸水被害防止区域の指定を検討)

- 浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を「浸水被害防止区域」に指定することを検討

特定都市河川流域全体の取組により、安全度を早期に向上させる



雲出川・中村川・波瀬川・赤川合流部付近

令和05年03月28日

雲出川水系赤川を特定都市河川に指定

三重県では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和5年3月31日に、雲出川水系赤川を特定都市河川に指定します。

また、国土交通省では、同日に、雲出川水系中村川・波瀬川等の8河川を特定都市河川に指定します。
なお、同日、県庁に関係機関の長が集まり、流域水害対策推進表明書取交式を開催します。

○流域治水の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）第3条第4項等の規定に基づき、令和5年3月31日に、一級河川雲出川水系赤川を特定都市河川に指定します。

○また、国土交通大臣は同日付で、雲出川水系赤川に隣接する雲出川水系中村川・波瀬川等の8河川について、法第3条第1項等の規定に基づき、特定都市河川に指定します。

○今後、三重県と国土交通省等は、法第6条及び第7条の規定に基づく流域水害対策協議会を組織し、河道掘削・遊水地等のハード整備の加速化に加え、流域における貯留浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。また、指定後、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。

○なお、同日、県庁に、津市長、松阪市長、知事、中部地方整備局長が集まり、流域水害対策推進表明書取交式を行います。

■ 関連資料

- （別紙1）「流域治水」の本格的な実践に向けた雲出川水系中村川・波瀬川・赤川等の特定都市河川への指定(PDF(**B) [PDF](#))
- （別紙2）（国土交通省発表資料）雲出川水系中村川等を特定都市河川に指定(PDF(**B) [PDF](#))
- （別紙3）雲出川水系中村川・波瀬川・赤川等の特定都市河川指定に関する流域水害対策推進表明書取交式について(PDF(**B) [PDF](#))
- （参考）法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践(PDF(**B) [PDF](#))

本ページに関する問い合わせ先

三重県 県土整備部 河川課 河川計画班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁5階）

電話番号：059-224-2682 ファクス番号：059-224-2684 メールアドレス：kasen@pref.mie.lg.jp

雲出川水系中村川・波瀬川・赤川等の特定都市河川指定に関する 流域水害対策推進表明書取交式について

1. 概 要

特定都市河川の指定に伴い、関係者が連携し、治水対策を加速化するとともに、流出抑制の取組を実施するなど、流域水害対策を推進することを確認する、表明書の取交し式を行います。

2. 日 時 令和5年3月31日（金） 15：00～15：30（30分程度）

3. 場 所 三重県庁 3Fプレゼンルーム
三重県津市広明町13番地

4. 出席予定者

- ・前葉 泰幸 津市長
- ・竹上 真人 松阪市長
- ・一見 勝之 三重県知事
- ・稲田 雅裕 中部地方整備局長

5. 次 第

- (1) 開会
- (2) 表明書取交し（自署サイン）
- (3) 写真撮影
- (4) 挨拶 津市長、松阪市長、三重県知事、中部地方整備局長
- (5) 閉会

6. そ の 他

- ・当日取材を希望される報道機関におかれましては、3月30日（木）12時迄に「取材登録書」をFAXにて提出をお願いします。
- ・カメラ等の撮影に制限はございません。

「雲出川水系中村川・波瀬川・赤川等の特定都市河川指定に関する
流域水害対策推進表明書取交式」取材登録書

「雲出川水系中村川・波瀬川・赤川等の特定都市河川指定に関する流域水害対策推進表明書取交式」
の取材をご希望される報道機関におかれましては、事前にご登録をお願い致します。

FAX 送信期限 : 3月30日(木) 12時00分 まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材者等

(1) ご氏名 _____

(2) 連絡先 TEL _____

(3) 取材人数 _____ 人

3. 送信先 (FAX) 052 - 953 - 8351

4. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川計画課 TEL : (052)-953-8148 (代表)

課長 武田 正太郎 (たけだ しょうたろう) (内線 3611)

課長補佐 中村 一郎 (なかむら いちろう) (内線 3612)

特定都市河川浸水被害対策法の適用

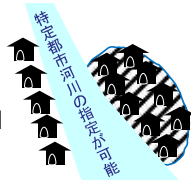
概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している (例) 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

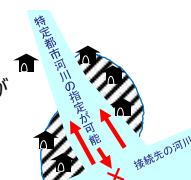
市街化の進展

市街化の進展が著しく、**家屋連坦等により河道拡幅が困難な河川**




自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への**排水制限**が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等

のため河道整備が困難又は**海面潮位等の影響**により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化

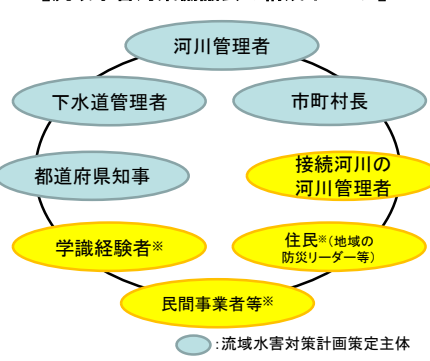
特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



(協議会設置)
国土交通大臣指定河川: 設置必須
都道府県知事指定河川: 設置任意

(構成員)
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

➡ **構成員は協議結果を尊重**

●: 流域水害対策計画策定主体
※計画策定主体が必要と認める場合(任意)

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設

- 対象: 民間事業者等
- 規模要件: $\geq 30\text{m}^3$ (条例で0.1～ 30m^3 の間で基準緩和が可能)

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象: 地方公共団体



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象: 公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

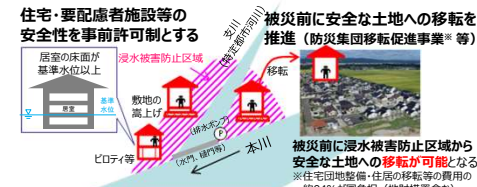
100 m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- 指定権者: 都道府県知事等
- 埋立等の行為の**事前届出を義務化**

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- 指定権者: 都道府県知事
- 都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まいづくりの工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- 指定権者: 都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

